

平成 29 年 7 月 14 日

各 位

上場会社名 双信電機株式会社
代表者名 代表取締役社長 上岡 崇
(コード番号 6938 東証第1部)
問合せ先 経営推進本部経営企画室長 中西 港二
(TEL 03-5730-4500)

米国集団民事訴訟における間接購入者原告との和解に関するお知らせ

当社および当社の米国子会社 Soshin Electronics of America Inc.(以下、併せて「当社」といいます。)は、米国において集団民事訴訟を提起されていましたが、下記のとおり平成 29 年 7 月 1 日(米国時間 6 月 30 日)付けで間接購入者原告との間で和解に合意したことが本日確認できましたので、お知らせします。

なお、当社は、和解に伴う解決金として 59 万米ドルの支払いに合意しましたが、平成 29 年 3 月期の業績に引当金を計上していますので、今期の業績に対する影響は軽微です。

また、平成 29 年 4 月 28 付けの適時開示「米国集団民事訴訟の一部原告との和解および特別損失の計上ならびに業績予想と実績との差異に関する開示」のとおり、直接購入者原告とは平成 29 年 4 月 28 日に和解を合意しましたので、今回の間接購入者との和解合意により、米国集団民事訴訟における全ての原告と和解を合意したことを、併せてお知らせします。

記

①訴訟の提起から和解に至るまでの経緯

平成 26 年 11 月にフィルムコンデンサを購入したとする原告らが、当社を含む複数の主に日系フィルムコンデンサメーカーに対し、フィルムコンデンサ取引に関して米国反トラスト法違反があったと主張し、米国カリフォルニア州北部地区連邦地方裁判所(以下、単に「裁判所」といいます。)に損害賠償を求める集団民事訴訟(以下、単に「訴訟」といいます。)を提起しました。

当社は、これまでこの訴訟において、原告らの主張の根拠となる事実が存在しないとして訴訟活動を尽くしてきましたが、訴訟の長期化による費用負担が今後の業績に与える影響などを総合的に勘案した結果、和解により早期に解決することが最善の策であると判断し、平成 29 年 4 月 28 日に原告らのうち直接購入者原告との間で和解を行うことで合意し、平成 29 年 7 月 1 日に間接購入者原告との間で和解(以下「本和解」といいます。)を行うことで合意しました。

②本和解の相手方

フィルムコンデンサを間接購入したとする原告(間接購入者原告)

③本和解の主な内容

当社は、本和解の相手方に対し、59 万米ドルを支払う。

なお、本和解については、今後裁判所の承認が必要となります。

④業績への影響

業績への影響は軽微です。

以 上